

# 償却資産（固定資産税）申告の手引

## 目次

### 1 償却資産について

- (1) 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 課税対象となる償却資産の種類・・・・・・・・ P 1
- (3) 償却資産の免税点と最低限度額・・・・・・・・ P 2
- (4) 減価率及び減価残存率一覧表・・・・・・・・ P 2
- (5) 業種ごとの主な償却資産・・・・・・・・ P 3

### 2 償却資産の申告について

- (1) 申告していただく方・・・・・・・・ P 4
- (2) 申告の対象となる資産・・・・・・・・ P 4
- (3) 申告の対象とならない資産・・・・・・・・ P 5
- (4) 少額の減価償却資産の取扱い・・・・・・・・ P 5
- (5) 提出する書類・・・・・・・・ P 6
- (6) 電算処理により全資産申告をされる場合・・・・・・・・ P 7
- (7) 申告の方法や提出期限について・・・・・・・・ P 8
- (8) 非課税及び課税標準額の特例とされる資産について・・・・・・・・ P 8
- (9) 虚偽の申告及び不申告について・・・・・・・・ P 8
- (10) 実地調査のお願い・・・・・・・・ P 8

### 3 その他

- (1) 建物附帯設備・・・・・・・・ P 9
- (2) テナント等が取り付けた家屋の附帯設備・・・・・・・・ P 10
- (3) リース資産・・・・・・・・ P 10
- (4) 国税の取扱いとの比較・・・・・・・・ P 11
- (5) 取得価額における消費税の取扱い・・・・・・・・ P 12
- (6) 耐用年数一覧表・・・・・・・・ P 13

### 4 Q & A・・・・・・・・ P 19

記入例 1 償却資産申告書

記入例 2 種類別明細書（増加資産・全資産用）

※償却資産申告書の提出期限は毎年1月31日となります。

※郵便、信書便又は直接窓口で受け付けております。

※申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、  
**切手を貼付した返信用封筒**を同封してください。

※申告書等は、町のHPからダウンロードできます。

# 1 償却資産について

## (1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含みます)をいいます。なお、事業として他者に貸し付ける場合なども償却資産に該当することになります。

## (2) 課税対象となる償却資産の種類

資産の種類		課税対象となる主な資産(例)	
1 構 築 物	構 築 物	広告塔・門・外灯・構内舗装(駐車場の舗装路面も含む)・煙突・緑化施設等	
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備・蓄電池電源設備・建物から独立した諸設備等
		貸出人(テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備・照明設備・給排水衛生設備・ガス設備・空調設備等
2 機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備・食品加工設備・金属製品製造設備・その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等	
	土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの)ブルドーザー・パワーショベル等	
	工 作 機 械	旋盤・フライス盤・ボール盤等	
	搬 送 設 備	クレーン・フォークリフト等	
	そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備・クリーニング設備・洗車業用設備・機械式駐車設備・太陽光発電設備等	
3 船	船	ボート・モーターボート等	
4 航 空 機	機	ヘリコプター・グライダー等	
5 車 両 及 び 運 搬 具		フォークリフト・トラクターなど(自動車税・軽自動車税の課税対象を除く)、大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの(ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの)等	
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		机・いす・キャビネット・金庫・電子計算機・陳列ケース・複写機・医療機器・理容又は美容機器・ネオンサイン・冷暖房用機器・娯楽用器具・厨房用品・切削工具・測定工具・パソコン・ファックス・エアコン等	

### (3) 償却資産の免税点と最低限度額

全資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、申告書の提出は必要です。

償却資産の最低限度額は取得価額の5/100に相当する額です。評価額が「0」にはなりませんのでご注意ください。

### (4) 減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1 - (減価率 / 2)	前年前取得 1 - 減価率			前年中取得 1 - (減価率 / 2)	前年前取得 1 - 減価率
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

(5) 業種ごとの主な償却資産

業 種	課税対象となる主な償却資産
共 通	駐車場設備・受変電設備・舗装路面・借店舗内装・庭園・門・塀・外構・外灯・ネオンサイン・広告塔・看板・自動販売機・簡易間仕切・応接セット・ロッカー・キャビネット・テレビ・エアコン・フェンス・パソコン・コピー機・レジスター・金庫・その他
小 売 店	商品陳列ケース・陳列棚・陳列台・冷蔵庫・冷凍庫・その他
飲 食 店	接客用の家具及び備品・冷厨房設備・カラオケセット・放送設備・冷蔵庫・冷凍庫・その他
理 容 業 ・ 美 容 業	理美容いす・洗面設備・消毒殺菌機・タオル蒸器・サインポール・パーマ器・湯沸かし器・その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレス機・ビニール包装設備・その他
医 院 ・ 歯 科 医 院	ベッド・手術台・X線装置・分娩台・心電計・電気血圧計・保育器・脳波測定器・CTスキャン・歯科診療用ユニット・各種キャビネット・待合室用いす・その他
工 場	旋盤・ボール盤・プレス機・金型・洗浄給水設備・構内舗装・溶接機・貯水設備・福利厚生設備・その他
建 設 業	トランシット・コンプレッサー・ブロックゲージ・ポンプ・ポータブル発電機・ブルドーザー・パワーショベル・コンクリートカッター・ミキサー・その他
自 動 車 修 理 業	旋盤・ボール盤・プレス・溶接機・オイルクリーナー・グラインダー・ドリル・ホーニング・コンデンサー・その他
ガソリンスタンド	オートリフト・テスター・オイルチェンジャー・充電器・洗車機・コンプレッサー・ジャッキ・ガソリン計量器・地下タンク・照明設備・独立キャノピー・消火設備・その他
金 属 加 工 業	旋盤・ボール盤・フライス盤・研削盤・鋸盤・プレス機・せん断機・グラインダー・溶接機・取付工具・切削工具・その他
不 動 産 貸 付 業	金属やコンクリート造の塀・立体駐車場の機械部分及びターンテーブル・発電機設備・中央監視装置・駐車場舗装・共同住宅の附帯設備（駐車場・門・フェンス・植栽・外構など）・その他
駐 車 場 業	屋外照明設備・駐車場用機械設備・発券機・料金精算機、その他
農 業	ビニールハウス・農耕用車両（小型特殊自動車を除く）・農業用機械設備・農業用器具・その他
印 刷 業	各種印刷機・活字製造機・裁断機・その他

## 2 償却資産の申告について

### (1) 申告していただく方

事業(工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど)を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

**※解散、廃業、休業、市外へ移転した場合や償却資産を所有していない場合なども申告が必要です。**

### (2) 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、申告する年の1月1日現在、事業に使用することができる土地及び家屋以外の有形固定資産で、原則として取得価額(1個または1組)が10万円以上(付帯費用含む)の事業用資産です。

所得税法または法人税法の所得計算上、償却資産として固定資産勘定に計上した資産(これに類する資産で所得税または法人税を課されない者が有するものを含みます)は10万円未満の資産でも申告の対象となります。

**※次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。**

- ①簿外資産(償却済資産を含む)
- ②建設仮勘定で計上されていても、その一部が賦課期日(1月1日)までに完成し、事業の用に使用されている資産
- ③耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑤未稼働資産(未だに稼働していないが、すでに完成している資産)
- ⑥決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑦割賦購入資産で、割賦金が完済してなくても、事業の用に使用している資産
- ⑧租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産
- ⑨取得価額が20万円未満の償却資産であっても、3年で一括償却せず個別に減価償却をしているもの
- ⑩取得価額が10万円未満の償却資産であっても、一時に損金算入せず個別に減価償却をしているもの
- ⑪追加的支出のうち「改良費(資本的支出)」に該当するもの
- ⑫家屋の課税対象ではない簡易な建物や構築物(例:簡易物置、自転車置き場、賃貸住宅に附設した外構設備など)

### (3) 申告の対象とならない資産

次のような資産は課税の対象外となるため、申告の必要はありません。

- ① 使用可能期間が1年未満の資産
- ② 一括償却資産（ただし貸付けの用に供するものは申告の対象になります。）
- ③ 立木、果樹、生物（ただし観賞用、興行用のものは申告の対象となります）
- ④ 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、特許権、商標権、営業権など）
- ⑤ 劣化資産（冷媒、触媒、熱媒など）
- ⑥ 商品、貯蔵品、修理用資材
- ⑦ 自動車税及び軽自動車税の課税対象となっている自動車・軽自動車・小型特殊自動車など
- ⑧ ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得額が20万円未満のもの
- ⑨ 書画、骨董（ただし複製のようなもので、単に装飾目的に使用されるものを除く）

### (4) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産） の取扱い
<b>個人の場合</b> <small>（平成11年1月1日以後に取得した資産）</small>	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<b>申告対象</b>
	20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>
<b>法人の場合</b> <small>（平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産）</small>	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<b>申告対象</b>
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<b>申告対象</b>
	20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費または全額損金算入した場合は、**申告対象**となります。

(5) 提出する書類

初めて提出される方・・・全ての資産を申告してください。

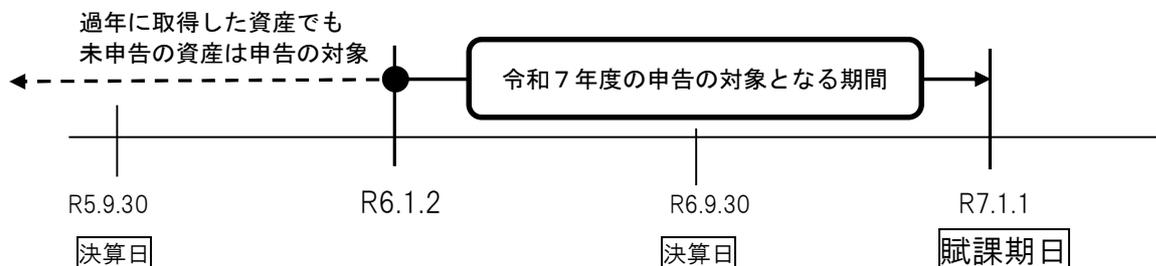
対象者	①毎年1月2日から翌年1月1日の間に、新たに伊奈町内で事業を始められた方（リース資産を設置した場合も含みます） ②その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	毎年1月1日現在、伊奈町内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の「18 備考（添付書類等）」に「該当資産なし」と記入して提出してください。

前年度までに申告されている方・・・増減した資産について申告してください。

対象者	前年度までに申告されている方
対象資産	前年度の申告から新たに増加及び減少した資産 ※ただし、前年1月1日以前に増加及び減少した資産についても、未申告のものがあれば申告してください。（下の例を参照）
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	①前年中に増加及び減少資産がなかった場合は、申告書右下の「18 備考（添付書類等）」に「増減なし」と記入して提出してください。 ②法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないようご注意ください。（下の例を参照）

※電算処理により全資産申告をされる方は7ページをご覧ください。

(例) 1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



## 提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	備考
初めて申告 される方	資産所有	○	○(全資産)	
	資産なし	○		申告書中の「18 備考(添付書類等)」に「該当なし」と記入
前年度までに申 告されている方	①取得・移動による受け入れ・ 未申告資産がある場合	○	○	
	②売却・滅失・移動・修正	○	○	
	上記①と②がある場合	○	○	
	増減なし	○		申告書中の「18 備考(添付書類等)」に「増減なし」と記入
	廃業・解散・転出	○		申告書中の「18 備考(添付書類等)」に廃業等の日付を記入
	電算申告をしている方	○	○(全資産)	

### (6) 電算処理により全資産申告をされる場合

償却資産申告書	<p>①全国統一様式(第26号様式)により、記入事項の全てを記入してください。</p> <p>②所有者コード、評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄について、必ず記入してください。</p>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>①必ず全資産を申告してください。(資産の種類ごとに区分して、合計額を記入してください。)</p> <p>②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。電子申告の場合には、前年度の増加・減少資産の明細書をPDF等で添付してください。</p> <p>③全資産について、評価額を記入してください。</p> <p>④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記入してください。</p> <p>⑤評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。 ※評価額が「0」にはなりませんのでご注意ください。</p> <p>⑥改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して申告してください。</p>

## (7) 申告の方法や提出期限について

申告書及び種類別明細書を税務課固定資産税係まで提出してください。提出期限は1月31日となります。

複写式の申告書で提出する場合は、提出する申告書、種類別明細書の「提出用（1枚目）」だけで結構です。「控用（2枚目）」はお手元に保管しておいてください。

申告書は町のHPからダウンロードできます。HPに添付してあります申告書は提出用のみとなります。

※控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、切手を貼り付けした返信用封筒を同封してください。

※地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した、インターネットによる受付も行っています。

## (8) 非課税及び課税標準額の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法348条の規定により、非課税となります。また、地方税法第349条の3及び法附則15条の規定等による課税標準額の特例制度があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、第26号様式別表1（種類別明細書）の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

※前年までに特例の適用を受けた資産は、届出の必要はありません。

※特例については町のHPをご確認いただくか、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

## (9) 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び伊奈町税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

本町では、税の公平かつ公正の観点から、地方税法第354条の2の規定に基づき、所管税務署において税務調査を行い、調査資料に基づいて課税する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、申告漏れの場合、申告していただく年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡求課税（最大5年間）となりますので、ご注意ください。

## (10) 実地調査のお願い

地方税法第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、過年度（最大5年間）に遡求することもありますのであらかじめご承知おきください。

### 3 その他

#### (1) 建物附帯設備

建物附帯設備には、償却資産（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）に該当するものと、家屋（構造上家屋と一体となり、家屋の効用を高めるもの）に該当するものがあります。

次に掲げる表を参考に償却資産に該当するものを申告してください。

※償却資産か家屋か判別がつかない資産につきましては、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

区分	家屋に含めるもの (固定資産(家屋)評価基準にあるもの)	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電灯コンセント配線設備</li> <li>・ 蛍光灯用器具、白熱灯用器具</li> <li>・ 出退表示設備</li> <li>・ 呼出信号設備</li> <li>・ 自動車管制装置</li> <li>・ 盗難非常通報装置</li> <li>・ 電話配線設備</li> <li>・ 電気時計配線設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用発電設備</li> <li>・ 受変電設備</li> <li>・ ネオンサイン</li> <li>・ スポットライト、投光器</li> <li>・ 家屋と分離している屋外照明設備</li> <li>・ 分電盤より外側の配線</li> <li>・ 電話機、電話交換機</li> <li>・ 親時計、子時計</li> <li>・ 中央監視装置</li> <li>・ LAN 配線</li> </ul>
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給水設備(受水槽を含む)</li> <li>・ 排水設備</li> <li>・ 中央式給湯設備</li> <li>・ 衛生設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外給水管、屋外配水管</li> <li>・ 配管のない瞬間湯沸器</li> <li>・ 独立した煙突、給水塔</li> </ul>
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メーターより外側の配管</li> </ul>
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調設備</li> <li>・ 冷暖房設備</li> <li>・ 換気設備、換気扇、天井扇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルームエアコン</li> </ul>
運搬設備・清掃設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気送管設備</li> <li>・ 事務用ベルトコンベアー設備</li> <li>・ エレベーター</li> <li>・ 小荷物専用昇降機</li> <li>・ エスカレーター</li> <li>・ 窓ふき用ゴンドラ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場用ベルトコンベアー</li> <li>・ 垂直型搬送機</li> </ul>
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定椅子</li> <li>・ 金庫扉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り外しの容易な簡易間仕切り</li> <li>・ 夜間金庫</li> <li>・ 機械式駐車場</li> </ul>
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄骨等の非常階段</li> <li>・ ポーチ</li> <li>・ テラス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車置場</li> <li>・ 簡易物置</li> </ul>

## (2) テナント等が取り付けた家屋の附帯設備

貸店舗などを借り受けて事業をされている人（テナント）が、自分の費用で内装、電気、ガス、その他の設備を施工している場合、それらの資産については、テナント側から償却資産の申告をしていただく必要があります。

取付者	附帯設備	課税区分	納税義務者
家屋所有者 (ビル賃貸業)	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、 給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 (ビル賃貸業)
家屋所有者 (ビル賃貸業)	受変電設備	償却資産	家屋所有者 (ビル賃貸業)
テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、 給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

## (3) リース資産

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

#### (4) 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項 目	国 税 の 取 扱 い	固定資産税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	事 業 年 度	暦年（賦課期日制度）
減 価 償 却 の 方 法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 （減価率は2ページの表を使用します）
前年中の新規取得資産	月 割 償 却	半 年 償 却（1 / 2）
圧 縮 記 帳 の 制 度	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま せ ん ※1
特 別 償 却、割 増 償 却	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま せ ん
増 加 償 却	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま す
耐 用 年 数 の 短 縮 ※2	認 め ら れ ま す	認 め ら れ ま す
評 価 額 の 最 低 限 度	備 忘 価 額（1 円）まで	取 得 価 額 の 5 / 1 0 0
改 良 費 の 評 価 方 法	原 則 と し て 区 分 評 価	区 分 評 価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産）	損 金 算 入 が 可 能	損金算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
一 括 償 却 資 産 （取得価格が20万円未満の減価償却資産）	3 年 間 で 損 金 算 入 が 可 能	損金算入したものは課税対象外 （本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度 （租税特別措置法）	損 金 算 入 が 可 能	認 め ら れ ま せ ん

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができる制度のことです。

### (5) 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は原則として国税の取扱いの例によって算出します。したがって次の表のとおり  
の取扱いになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

## (6) 耐用年数一覧表

## 1 構築物、建物附属設備

屋外給排水衛生ガス設備	15
電気設備、照明設備(蓄電池電源設備)※家屋評価以外のもの	6
〃 (その他のもの)	15
冷暖房、通風、ボイラー設備(冷凍機の出力22kw以下のもの)	13
〃 (その他のもの)	15
昇降機設備(エレベーター)	17
〃 (エスカレーター)	15
消火、排煙または災害報知設備及び格納式非難設備	8
アーケードまたは日よけ(金属製)	15
〃 (その他のもの)	8
エアーカーテンまたはドア自動開閉設備	12
陳列棚、カウンター等店用簡易設備 可動間仕切り(簡易なもの) ※家屋評価以外のもの	3
〃 (その他のもの)	15
広告塔 野立て看板(金属製)	20
〃 (その他のもの)	10
緑化設備及び庭園(工場)	7
〃 (その他のもの)	20
構内舗装(コンクリート)	15
〃 (アスファルト)	10
〃 (ビチューマルス)	3
門塙 (コンクリート、コンクリートブロック)	15
〃 (鉄骨鉄筋、鉄筋コンクリート造)	30
〃 (石造)	35
〃 (木造、金属製)	10
〃 (土造)	20
〃 (煉瓦造)※塩素、クロールスルホン酸その他著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	7
〃 (煉瓦造)※その他のもの	25
焼却炉 (煉瓦造)※塩素、クロールスルホン酸その他著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	7
〃 (煉瓦造)※その他のもの	25
〃 (金属製)	10
壁、棧橋、防壁、塔、水槽(鉄筋コンクリート、石造)	50
〃 (コンクリート、ブロック造)	30
ガードレール、打ち込み井戸、街路灯	10

## 2 機械および装置

食料品製造業用設備	10
飲料、たばこまたは飼料製造業用設備	10
繊維工業用、炭素繊維製造設備(黒鉛化炉)	3
〃 (その他の設備)	7
その他の設備	7
木材または木製品(家具を除く)製造業用設備	8
家具または装備品製造業用設備	11
パルプ、紙または紙加工品製造業用設備	12
ゴム製品製造業用設備	9
石油製品または石炭製品製造業用設備	7
印刷業または印刷関連業用設備(デジタル印刷システム設備)	4
〃 (製本業用設備)	7
〃 (新聞業用設備)モノタイプ、写真または通信設備	3
〃 ( 〃 )その他の設備	10
〃 (その他の設備)	10
なめし革、なめし革製品または毛皮製造業用設備	9
窯業または土石製品製造業用設備	9
非鉄金属製造業用設備(核燃料物質加工設備)	11
〃 (その他の設備)	7
プラスチック製品製造業用設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店用設備	8
化学工業用設備(臭素、よう素または塩素、臭素もしくはよう素化合物製造設備)	5
〃 (塩化りん製造設備)	4
〃 (活性炭製造設備)	5
〃 (ゼラチンまたはにかわ製造設備)	5
〃 (半導体用フォトレジスト製造設備)	5
〃 (フラットパネル用カラーフィルター、偏光板または偏光板用フィルム製造設備)	5
〃 (その他の設備)	8
鉄鋼業用設備(表面処理鋼材もしくは鉄粉製造業または鉄スクラップ加工処理業用設備)	5
〃 (純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材または鑄鉄管製造業用設備)	9

〃 (その他の設備)	14
金属製品製造業用設備(金属被覆および彫刻業または打はくおよび金属製ネームプレート製造業用設備)	6
〃 (その他の設備)	10
はん用機械器具製造業用設備	12
生産用機械器具製造業用設備(金属加工機械製造設備)	9
〃 (その他の設備)	12
業務用機械器具製造業用設備	7
電子部品、デバイスまたは電子回路製造業用設備(光ディスク製造設備)	6
〃 (プリント配線基板製造設備)	6
〃 (フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路または半導体素子製造設備)	5
〃 (その他の設備)	8
電気機械器具製造業用設備	7
情報通信機械器具製造業用設備	8
輸送用機械器具製造業用設備	9
その他の製造業用設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
漁業用設備	5
水産養殖業用設備	5
総合工事業用設備	6
熱供給業用設備	17
水道業用設備	18
通信業用設備	9
鉱業、採石業または砂利採取業用設備(石油または天然ガス鉱業用設備)抗井設備	3
掘削設備	6
その他の設備	12
鉱業、採石業または砂利採取業用設備(その他の設備)	6
放送業用設備	6
映像、音声または文字情報制作業用設備	8
鉄道業用設備(自動改札装置)	5
〃 (その他の設備)	12
道路貨物運送業用設備	12
運輸に附帯するサービス業用設備	10
飲食料品卸売業用設備	10

建築材料、鉱物または金属材料等卸売業用設備(石油または液化石油ガス卸売用設備(貯槽除く))	13
〃 (その他の設備)	8
飲食料品小売業用設備	9
その他の小売業用設備(ガソリンまたは液化石油ガススタンド設備)	8
〃 (その他の設備)主として金属製のもの	17
〃 その他のもの	8
倉庫業用設備	12
技術サービス業用設備(計量証明業用設備)	8
〃 (その他のもの)	14
洗濯業、理容業、美容業または浴場業用設備	13
その他の生活関連サービス業用設備	6
自動車整備業用設備	15
その他のサービス業用設備	12
娯楽業用設備(映画館または劇場用設備)	11
〃 (遊園地用設備)	7
〃 (ボウリング場用設備)	13
〃 (その他の設備)主として金属製のもの	17
〃 その他のもの	8
教育業または学習支援業用設備(教習用運転シュミレータ設備)	5
〃 (その他の設備)主として金属製のもの	17
〃 その他のもの	8
前掲の機械および装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの(機械式駐車設備)	10
〃 (その他の設備)主として金属製のもの	17
〃 その他のもの	8

### 3 船舶

船舶	省略
----	----

### 4 航空機

航空機	省略
-----	----

### 5 車両および運搬具

フォークリフト	4
自動車およびリヤカー	2

## 6 工具、器具および備品

電子計算機(パーソナルコンピューター)	4
" (サーバー)	5
測定工具、検査工具	5
治具、取付工具	3
ロール(金属圧延用)	4
" (その他)	3
金型、鋳型、切削工具	2
鍛圧工具、打抜工具	3
作業工具、運搬工具、漁具	3
シートおよびロープ	2
理容、美容機器	5
厨房用品(陶磁器、ガラス)	2
" (その他)	5
医療機器(調剤機器)	6
" (消毒殺菌用機器)	4
" (手術機器)	5
" (歯科診療用ユニット)	7
" (光学検査機器、ファイバースコープ)	6
" (レントゲン、救急医療用)	4
" (血液透析または血しょう交換用機器)	7
ラジオ、テレビその他の音響機器	5
冷暖房機、冷蔵庫等電気またはガス機器	6
レジスター、複写機、ファクシミリおよびその他の事務機器	5
インターホン、放送用設備	6
電話設備その他の通信機器(デジタル)	6
" (その他のもの)	10
カメラ、映写機	5
陳列ケース(冷凍機および冷蔵機付)	6

” (その他)	8
応接セット(接客用)	5
” (その他)	8
接客業用じゅうたん、カーテン	5
接客業用家具	5
室内装飾品(金属製)	15
” (その他)	8
ベッド	8
看板、ネオンサイン	3
マネキン人形、衣装、模型	2
自動販売機	5
金庫(手さげ金庫)	5
” (その他のもの)	20
楽器	5
焼却炉	5
パチンコ器、ビンゴ器等球戯用具および射的用具	2
スポーツ具	3

※詳しくは国税庁HPをご確認ください。

## 4 Q & A

### (1) 遊休資産、未稼働資産

Q 償却資産の要件として「事業の用に供することができる資産」とありますが、この「できる」とはどのような意味ですか？

A 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれますので、一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態であれば、固定資産税の課税対象となります。

### (2) 償却済資産

Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 耐用年数を経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度額は取得価額の5%となります。

### (3) 大型特殊自動車

Q 固定資産税の課税対象となる大型特殊車両の範囲は？

A 固定資産税の課税対象となる大型特殊車両は、ショベルカー、フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く）、除雪車、モーターグレーダー等がありナンバープレートを取得している場合、自動車登録番号の区分では、「0、00～09、000～099等」、「9、90～99、900～999等」が該当します。

#### ① 大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別

下記の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車になります。

(1) 自動車の長さが4.7mを超えるもの (2) 自動車の幅が1.7mを超えるもの

(3) 自動車の長さが2.8mを超えるもの (4) 自動車の最高速度が15km/hを超えるもの

② 農耕作業用自動車については長さ・高さ・総排気量の基準はなく最高速度35km/h以上のもの。なお、小型特殊自動車に該当する場合、軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税の課税対象とはなりません。（自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産については固定資産税の課税対象となりません。）

### (4) 家庭用にも使用する備品類

Q 同一の備品（テレビ、ビデオ、ソファ等）を事業用にも家庭用にも使用している場合、これらの備品類に対して固定資産税は課税されますか？

A これらの備品は「事業の用に供することができる資産」になるため、事業用と家庭用の使用の割合に関係なく償却資産に該当し、固定資産税が課税されます。しかし、自転車および荷車については、小売店等で事業用にも家庭用にも使用しているような場合、原則として非事業用の資産として取扱い、固定資産税は課税されません。

#### **(5) 従業員の福利厚生のために供する資産**

Q 会社の社宅のような福利厚生施設の設備、備品に対して固定資産税は課税されますか？

A 固定資産税の課税客体である償却資産は、事業者がその本来の業務として行っていける事業に直接使用することができる資産に限定されるものではありません。事業者がその事業に直接的、間接的であることを問わず使用することができる資産は、すべて償却資産に該当します。したがって、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産に該当し固定資産税が課税されます。

#### **(6) 会社の移転・社名の変更**

Q 会社の移転や社名の変更があった場合はどうすればよいですか？

A 申告書の18備考欄（添付書類等）に変更があった旨をご記入ください。翌年度は変更したものを送りいたします。別紙等でもかまいません。

#### **(7) 再生可能エネルギー発電設備について**

Q 太陽光発電設備を設置したのですが、固定資産税は課税されますか？

A 家屋の屋根材として設置された太陽光発電設備は、家屋の課税対象となりますが、屋根材以外の設置方法を取り、事業の用（売電または事業所への電力供給等）に供するために取得された太陽光発電設備は、償却資産の課税対象となりますので、申告をお願いします。

なお、太陽光発電設備においては課税標準の特例措置があります。詳しくは町のHPに掲載してあります「固定資産税に係る特定措置（わがまち特例）について」をご確認ください。

#### **(8) 減価償却を行っていない資産**

Q 業績不振による赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行わないことにしました。固定資産税は、このように減価償却しない資産に対しても課せられるのでしょうか？

A 減価償却を行っていない資産であっても、それは会計上の取扱にすぎません。本来減価償却が可能な資産であれば、税法上は償却資産として固定資産税の対象となります。



# 記入例 2

申告される年度を記入してください。

前年中に新たに取得した資産及び前年度までで申告漏れとなっていた資産を記入してください。  
今年度初めて申告される方は、伊奈町内に所有されている全資産を記入してください。

今年度初めて申告される方は、記入不要です。

明細書についてページ数を記入してください。  
(例: 3枚目のうち1枚目)

〇〇年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

資産の種類番号	資産の種類	資産の名称等	取得年月		取得価額(イ)	耐用年数	減価償却率	価額(ハ)	課税標準の特例コード	課税標準額	増加事由	摘要
			年号	月								
01	1	駐車場舗装	1	4 19 2	1,500,000	15					①2 3-4	
02	1	フェンス	1	4 19 2	100,000	10					①2 3-4	
03	1	電気設備工事	1	4 19 4	589,235	15					①2 3-4	
04	1	動力設備工事	1	4 19 4	1,223,400	15					①2 3-4	
05	1	給排水設備工事	1	4 19 4	1,543,655	15					①2 3-4	
06	1	LAN設備工事	1	4 19 4	1,800,000	18					①2 3-4	
18	6	防犯カメラ一式	1	4 21 2	680,000	6					①2 3-4	
19	6	エアコン	1	4 21 2	600,000	6					①2 3-4	
20	6	パソコン	1	5 3 11	300,000	4					①2 3-4	
小計					8,336,290							

第二十六号様式別表一(提出用)

当該資産について次のような事項を記入してください。  
①課税標準額の特例がある資産について、その適用条項(例: 法附則第15条第32項第1号イ)  
②耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示  
③短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示  
④増加償却を行っている資産についてはその旨の表示  
⑤その他該当資産の価額の決定にあたって必要な事項

《価額・課税標準の特例・課税標準額》  
これらの欄の記入は必要ありません。  
ただし、電算処理により全資産申告を行う場合には、記入をお願いします。

記入の必要ありません

資産の名称及び規格等を記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかを選択してください。

資産の数量を記入してください。

資産を実際に取得した年月を記入してください。  
なお、年号については「3. 昭和」「4. 平成」「5. 令和」とし、それぞれ年号に対応する数字を記入してください。

当該資産の取得価額を記入してください。  
※取得価額は償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む)をいいます。  
※圧縮記帳については償却資産の評価上認められません。

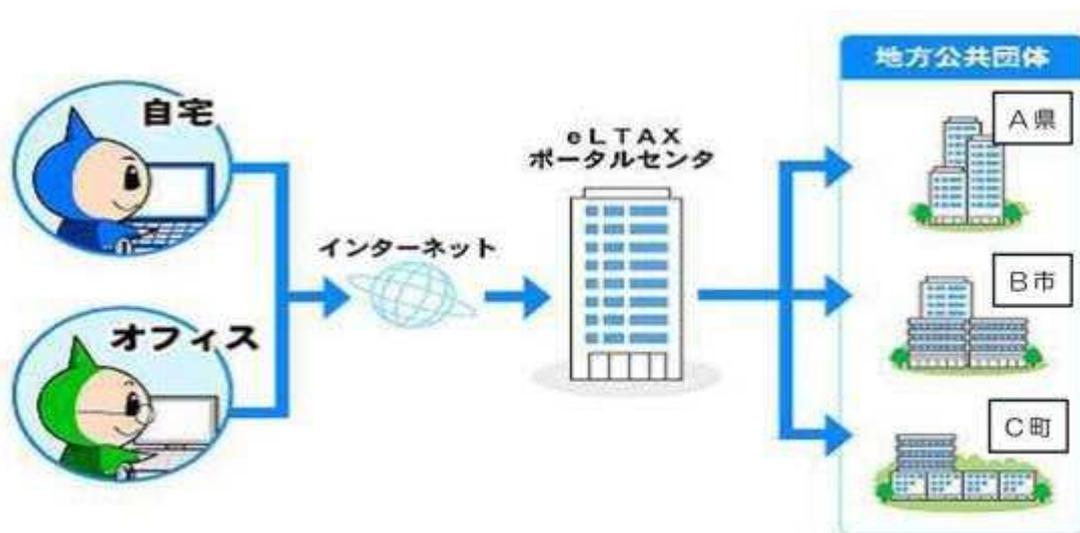
耐用年数を記入してください。  
償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び6に掲げる耐用年数を記入してください。  
中古の資産については、見積もり耐用年数によっては、見積もり耐用年数による耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数による耐用年数を記入してください。  
※短縮耐用年数を適用している場合には、耐用年数の短縮承認通知書の写しの添付が必要になります。

資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。  
1: 新築取得  
2: 中古品取得  
3: 移動による受入れ  
4: その他

伊奈町

## 固定資産税(償却資産)の電子申告受付のご案内

伊奈町では、償却資産の申告について、地方税ポータルシステム (eLTAX: エルタックス) を利用し、インターネットによる受付を行っています。



eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、ソフトウェアのダウンロード、利用届出等、また、必要に応じて電子証明書の取得などを事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもありますのでご注意ください。

ただし、納税者の方が税理士の方に依頼する場合は、納税者の電子証明は不要となります。

なお、利用や申告に関する詳しいことは、eLTAXホームページ及び町ホームページ（暮らし・手続き・税・保険・年金）をご覧ください。

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

伊奈町役場税務課 固定資産税係 行

※切り取って申告書送付の際にご利用ください。  
ご不明点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

<問合せ>

伊奈町役場 税務課 固定資産税係

電話:048-721-2111 内線(2154・2156)